

令和3年 富士見市表彰者紹介

☎ 秘書広報課 ☎ 049-256-9187

市政発展へのご功績をたたえ、次の方々を表彰しましたのでご紹介します(敬称略)。

【功労表彰】

正副町会長として地方自治の発展に貢献された方

大久保 吉博 小林 繁和 島根 元次
戸塚 正義 松島 義昭

同一職業に20年以上従事され、他の模範となる優良技能をお持ちの方

石川 清(食料品小売業)
神保 聡(水道工事業)
田中 康雄(建築塗装業)
椿内 洋幸(理容業)
柳下 秀二(自動車整備業)

市内私立学校等に20年以上勤務し、教育の振興に貢献された方

栗原 まりや(私立幼稚園教諭)

市内各種文化、スポーツ団体の役員として10年以上活動し、功績著しい方

〔富士見市文化協会理事〕
末永 照男
肥田 義武

〔富士見市スポーツ協会理事〕
金子 勝
佐藤 顕

〔富士見市スポーツ推進委員〕
大内 一弘
永井 浩幸

文化、スポーツ等で優秀な成績を修め、郷土の名誉を高めた方

〔ラグビー〕
亀井 創一郎 柴 拓夢
渋谷 大翔 山田 篤

社会福祉の増進または市民の健康管理、保健衛生の向上に貢献された方

〔富士見市青少年育成市民会議役員〕
古賀 正信

〔富士見市母子保健推進員〕
岩瀬 利予 亀岡 敬子 小宮 政代
佐藤 眞佐子 高田 由美 高橋 弘美
前澤 初江

〔富士見医師会〕
今牧 啓二
根本 光洋

〔富士見市歯科医師会〕
大工原 徹

各種行政事務を通じて市政の発展に貢献された方

〔富士見市統計調査員〕
大喜多 一幸

〔富士見市選挙事務協力員〕
安藤 長吉 井上 義尚 金子 記代美
成田 良一 日原 照夫

【善行表彰】

消防団員として市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

樺澤 雅志 吉川 啓大 小林 博人
佐藤 正憲 菅原 史子 田中 健
中 雅彦 原田 寛人 深井 大輔
星野 剛広

【篤志表彰】

- 一般社団法人埼玉県トラック協会
会長 鳥居 伸雄
- 株式会社OSGコーポレーション
代表取締役 溝端 雅敏
- 株式会社ライフバディ
代表取締役 橋本 悟
- 雑貨のヨシダ
神谷 淳弘
- 大東ガス株式会社
大東ガス社員有志一同
- 筑波ダイカスト工業株式会社
代表取締役会長 増淵 健二
- 有限会社スタックス
代表取締役 仲田 祥基
- 羽石電気工業株式会社
代表取締役 羽石 隆

令和3年の表彰式は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

富士見市プレミアム付商品券

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

令和3年6月1日時点で市に住民登録のある方(世帯)を対象に、市内の取扱加盟店で使えるプレミアム率30%の商品券を1世帯につき2冊まで販売します。(販売期間終了後、販売総数に達しない場合、再販売を行うことがあります)



1冊6,500円分の商品券(500円×13枚)を5,000円で販売(1世帯につき2冊まで購入可)

商品券の内訳

【A券】5枚：市内取扱加盟店全店舗で利用可

【B券】8枚：大型店舗を除く小売店のみ利用可

販売期間

7月5日(月)~9月15日(水)

利用期間

8月1日(日)~1月31日(月)

令和4年

商品券販売場所

市内各郵便局、JAいるま野市内各支店、JTBトラベルネット(ららぽーと富士見内) ほか

(詳しくは、商品券購入引換券)に同封の案内をご覧ください。

【商品券の利用の流れ】

①7月上旬から段階的に各世帯へ商品券購入引換券を郵送します。

②販売開始日(7月5日)以降に販売場所で商品券を購入してください。

【持ち物】

商品券購入引換券

③取扱加盟店で商品券を利用してください。

【利用期間】

8月1日~令和4年1月31日



- 商品券販売場所の密を避けるため、7月上旬から商品券購入引換券を段階的に郵送し、7月中に対象の全世帯に届く予定です。7月中に届かない場合はご連絡ください。
- 商品券購入引換券が届いてから1週間程度は販売場所の混雑が予想されます。混雑時期を避けての購入にご協力ください。

【取扱加盟店募集】▶第一次募集締切日：6月7日(月)

小売店、飲食店、サービス店など、日常的に買い物などができる市内の店舗や事業所を対象に募集しています。応募方法など詳しくは富士見市商工会(☎049-251-7801)にお問い合わせください。



注意事項

- 不動産や換金性の高いギフト券、電子マネー、公共料金などの支払いには利用できません。
- おつりは出ません。
- 転売、譲渡、換金はできません。

成年後見制度

誰もが安心して地域で暮らしていくための

成年後見制度の種類

【法定後見制度】

▶判断能力が低下している方が対象
親族などの申立てにより、家庭裁判所が適任と思われる後見人や保佐人、補助人を選任します。以降は後見人などが本人の意思を尊重し、本人に代わって財産の管理・福祉サービスの契約などを行います。

【任意後見制度】

▶判断能力がまだ残っている方が対象
本人が契約に必要な判断能力がある間に、判断能力が低下した場合に備えて、どのような援助を誰に依頼するかを決め、公正証書で任意後見契約を結ぶ制度です。

後見人などへの報酬の支払いが困難な方への助成制度

後見人への報酬額は、裁判所が後見の業務内容などを考慮して決定します。市では、その報酬の支払いが困難な方への助成を行っています（後見人などが親族の場合は対象外）。助成には課税状況などの要件があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

成年後見センターふじみにご相談ください

富士見市社会福祉協議会では平成25年度から成年後見センターを開設し、成年後見制度に関する相談や支援を行ってきました。令和3年度からは、本市の成年後見制度の利用を促進するための地域連携ネットワークの中核となる機関として支援の充実を図ります。

【主な業務内容】

<相談・支援>

制度利用の相談を受け、利用が必要な場合は、手続きや申立てについて支援します（相談は要予約）。

<広報・啓発>

講演会や研修会、地域での出前講座を開催するなど、制度の普及啓発活動を行います。

<市民後見人の養成・支援>

身近な支援者としての市民後見人を養成し、後見業務などの活動への支援を行います。

<地域連携ネットワークの整備>

法律・医療・介護・福祉関係機関や支援者などによる協議会を設けるなど、制度利用の促進に向け、地域の関係機関と連携の強化を図ります。

☎ 高齢者福祉課

☎ 049-252-7108

障がい福祉課

☎ 049-252-7101

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でなくなった方を法的に保護し、支援するための制度です。

判断能力が不十分になると、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービス利用や施設への入所など、さまざまな手続きを行うことが難しくなります。また、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このようなことを防ぐため、市では、4月に「富士見市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用の促進に取り組んでいます。



成年後見センターふじみ

☎ 049-254-0747（午前8時30分～午後5時15分）

場所／鶴馬1932-7

（市民福祉活動センターぱれっと内）



国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

特定健診・健康診査・人間ドックを受診しましょう

国民健康保険係 ☎049-251-7112
 健康保険係 ☎049-251-7114
 後期高齢者医療係 ☎049-251-7114

国民健康保険の

特定健診

該当の方にはピンク色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

健診期間 6月1日(火)～11月30日(火)

対象 40～74歳の国民健康保険加入者

費用 無料

持ち物 保険証、受診券

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

※雇用先で労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した国保の加入者の方は、その結果を保険年金課に持参してください。

※健診の結果、生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導の案内を郵送します。

※健康保険組合など社会保険に加入している方は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療の

健康診査

該当の方には黄色色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

健診期間 6月1日(火)～11月30日(火)

対象 後期高齢者医療制度加入者

費用 無料

持ち物 保険証、受診券

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

昭和21年5月1日～8月31日生まれのの方は、誕生日の翌月末ごろに受診券を郵送します。

特定健診・健康診査とがん検診を同時に受診できます

がん検診について詳しくは、健康増進センター(☎049-251-3771)にお問い合わせください。

人間ドック検査料の

補助

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

健診期間 4月1日～令和4年3月31日(木)

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を完納している方

費用 自己負担額7千550円(検査料3万5千90円のうち2万7千540円を補助)

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

申込 保険年金課で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関で予約し受診してください。

人間ドックの受診は、特定健診・健康診査を兼ねますので、どちらかを受診してください。

埼玉県後期高齢者医療

歯科健康診査

口内の健康は全身の健康につながります。疾病予防や健康増進のため、受診しましょう。

健診期間 7月1日(木)～令和4年1月31日(月)

対象 後期高齢者医療被保険者証をお持ちで次のいずれかに該当する方

・昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方
 ・昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方

費用 無料

※健診機関や受診方法など、詳しくは後期高齢者医療広域連合から6月中に郵送される受診案内をご覧ください。

問い合わせ先
 埼玉県後期高齢者医療広域連合
 ☎048-833-3130



新型コロナウイルス感染症の影響で健診期間などを変更する場合は、随時市ホームページなどでお知らせします。

富士見市議会 正・副議長が選出

☎ 議会事務局 ☎166

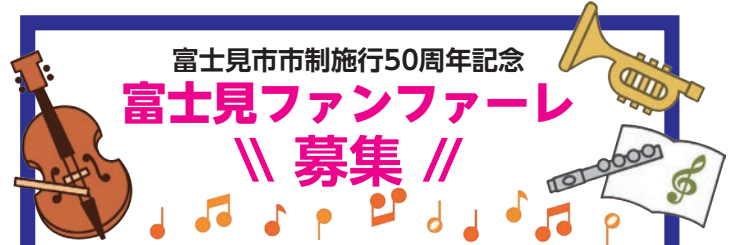
4月13日開会の富士見市議会第1回臨時会で、議長に齊藤隆浩氏が、副議長に今成優太氏が選出されました。



議長 齊藤 隆浩 氏
所属会派：21・未来クラブ
当選回数：3回



副議長 今成 優太 氏
所属会派：草の根
当選回数：3回



富士見市市制施行50周年記念
富士見ファンファーレ
募集

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352


市制施行50周年を祝う、富士見市オリジナルのファンファーレを募集します。

選考委員会による選考により採用曲を決定します。採用された方には賞金10万円を贈呈し、令和4年4月10日に開催する記念式典で発表・披露します。

応募方法や使用楽器など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

募集期間／6月1日(火)～7月31日(土)

主な規定／1曲30秒～1分程度(1人3点まで)、応募者本人が作曲した未発表の曲 など



ひとり親世帯への国の生活支援特別給付金

☎ 子育て支援課 ☎049-257-6461

ひとり親世帯の生活支援として、国から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」が支給されます。

対象／次のいずれかに該当するひとり親の方

- 公的年金などを受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっている方

支給額／児童1人につき5万円

申請方法／申請書に必要な書類を添えて、子育て支援課へ直接提出してください。

※申請書は市ホームページ、子育て支援課にあります。

申請期間／6月1日(火)～令和4年2月28日(月)

本給付金は、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方も対象ですが、該当の方には5月に支給しました。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の制度・概要に関するお問い合わせ

厚生労働省コールセンター

☎0120-400-903

受付：午前9時～午後6時(土・日・祝を除く)

日常生活用具の給付品目追加と要件緩和

☎ 障がい福祉課 ☎049-252-7101

今年度から、日常生活用具の給付品目に次の品目を追加し、給付要件も緩和しました。詳しくはお問い合わせください。

追加した品目

品目	対象
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚に係る障がいの程度が1級または2級の方
音声ICタグレコーダー	
発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	身体障がいにより在宅で常時人工呼吸器を使用する方
視覚障がい者用血圧計	視覚に係る障がいの程度が1級または2級の方(視覚に障がいのある方のみの世帯またはこれに準じる世帯に限る)
埋込型人工鼻	音声言語機能障がいまたは同等程度の障がいと認められる身体障がい者で、常時埋込型の人工喉頭を使用している方

要件を緩和した品目

品目	追加した対象	これまでの対象
点字ディスプレイ	視覚障がい者	視覚と聴覚の重複障がいのみ
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	身体障がい者(主に呼吸器の障がい)	難病のみ
紙おむつ	最重度の18歳以上の知的障がい者で、訓練などによる効果がなく、意思表示が困難な方	身体障がいがあり、一定の要件を満たす方

i 令和2年度 富士見市まちづくり寄附金活用状況など

☎ 政策企画課 ☎049-257-4136

富士見市まちづくり寄附制度（ふるさと納税）は、本市を応援して下さる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和2年度は600件、総額1,416万円の寄附金をお寄せいただきました。寄附金は、下記の事業などの費用として4,479万1,310円を活用させていただきました。皆さんの温かいご支援に感謝します。

寄附金および基金の内訳

事業の種類	令和2年度			前年度までの基金積立額(円)	令和2年度末基金残高(円)	
	件数(件)	寄附収入額(円)	基金取崩額(円)			
寄附金の使途	子どもを育むまちづくりのための事業	254	5,460,000	8,056,000	11,282,565	8,686,565
	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	61	1,160,000	2,500,000	3,038,229	1,698,229
	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	16	340,000	300,000	456,000	496,000
	安心で安全なまちづくりのための事業	84	1,690,000	500,000	2,476,986	3,666,986
	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	185	5,510,000	33,435,310	194,110,601	166,185,291
	小計	600	14,160,000	44,791,310	211,364,381	180,733,071
基金(預金)利子			260,846	—	—	260,846
合計			14,420,846	44,791,310	211,364,381	180,993,917

基金を活用した主な取組み



次世代の教育推進 (STEM教育)
(子どもを育むまちづくりのための事業)



健康マイレージ事業
(健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業)



障がい者スポーツ用具の購入
(生涯学習を推進するまちづくりのための事業)



商店街などの防犯カメラ設置事業
(安心で安全なまちづくりのための事業)



温室効果ガス排出量の削減に向けて

地球温暖化防止活動支援補助金

環境課 ☎049-252-7129

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

① 再生可能エネルギー関係

対象／市税の滞納がなく、次のすべてに該当する方

- 市内の住宅（新築・既築）に機器などを設置した方、または設置してある市内の新築住宅を購入した方（当該住宅に居住し住民登録があること）
- 過去に同一の交付対象機器を設置し、富士見市住宅用太陽光発電システム設置奨励金または富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯の方も含む）



交付対象機器（補助金額）	交付要件
太陽光発電システム(5万円) ①	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池容量が1kw以上で、住宅の屋根などへの設置に適しているもの 電力会社との系統連系（余剰電力を商用電力に送電可能なもの）に伴う電力受給契約を自らまたは同一世帯の方が締結し、電力受給契約日（電力会社の「特定契約のご案内」に記載された日付）が2月1日～令和4年1月31日であること
自然循環型太陽熱利用システム(3万円) ②	(一財) ベターリビングから優良住宅部品の認定を受けており、引渡日が2月1日～令和4年1月31日のもの
強制循環型太陽熱利用システム(5万円) ③	
HEMS(2万円)	①～③のいずれかと併設したもので、引渡日が2月1日～令和4年1月31日のもの
定置用リチウムイオン蓄電池(5万円)	蓄電容量が1kw以上で、引渡日が2月1日～令和4年1月31日のもの

② 次世代自動車関係



対象／市税の滞納がなく、次のすべてに該当する方

- 使用の本拠地が市内である、次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社などに留保されている場合は使用者）
- 市内に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方
- 過去に同一の交付対象車両を購入し、次世代自動車購入促進補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯の方も含む）

交付対象車両（補助金額）	交付要件
電気自動車(15万円)	<ul style="list-style-type: none"> 2月1日～令和4年1月31日に初めて新規登録などを受ける四輪以上の自動車（中古の輸入車を除く）
プラグインハイブリッド自動車(5万円)	<ul style="list-style-type: none"> 自家用の自動車 リース契約によらない自動車

①② 共通事項

申請期間／6月1日(火)～令和4年2月15日(火)

申込み／申請・必要書類を提出してください(郵送可)。

※申請書類は市ホームページ、環境課にあります。

※代理人による提出の場合は委任状が必要です。

【郵送先】 〒354-8511（所在地は記載不要）

富士見市役所環境課

※簡易書留またはレターパックプラスをご利用ください。



事業者の皆さんへ

事業系廃棄物の適正処理にご協力ください

☎ 環境課 ☎ 049-252-7100

事業系廃棄物(ごみ)は、市で収集を行いません

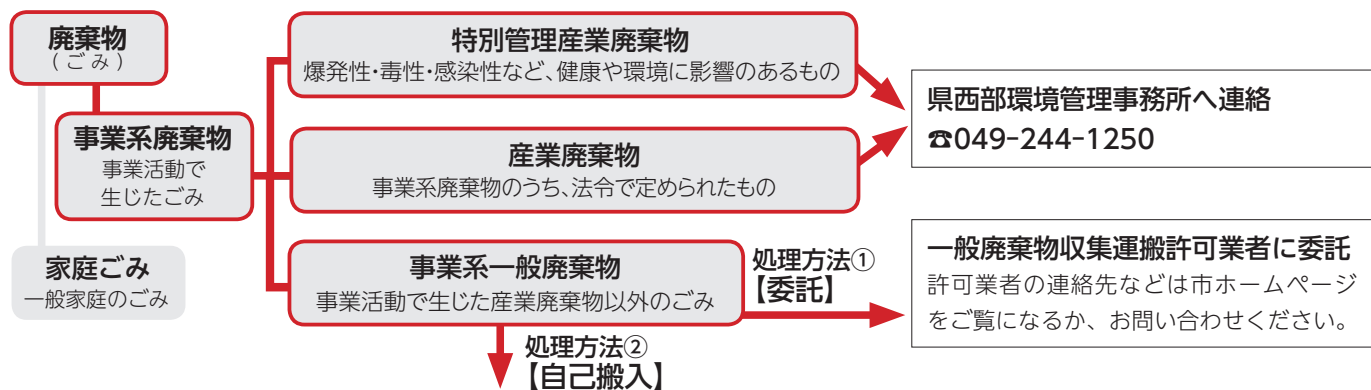
事業系廃棄物とは、飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物のことです。量の多少、法人・個人を問わず事業活動で生じた廃棄物は、すべて事業系廃棄物です。事業系廃棄物は、家庭ごみとは異なり市では収集を行わず、事業者が処理を行う必要があります。

事業者はごみを分別し、減量化に務める義務があります

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例では、事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが定められています。

事業系廃棄物を家庭ごみ集積所に出すと不法投棄とみなされ、法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人に対しては3億円)以下の罰金が課せられる場合があります。

廃棄物の分類と処理方法



搬入施設	富士見環境センター(勝瀬480)
搬入できる一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり) ※搬入できないものは、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。
処理手数料	可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル 20kgにつき460円 ビン 20kgにつき340円 カン 無料
搬入時間	平日 午前9時～11時30分、午後1時～4時 土曜 午前9時～11時30分
申込み	申込みは富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で 平日の搬入 搬入日の1週間前の午前8時30分～午後5時 土曜の搬入 その週の月曜から金曜まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

心当たりのない不審なメールは無視しましょう

「メールやSMS(ショートメッセージサービス)で、心当たりのない商品の注文の受注のメールが送られてきた」という相談が寄せられています。

商品の受注を装ったメールを不特定多数の人に送り、メールに返信してきた人の個人情報を読み出し、何らかの架空・不当な請求をする手口である恐れがあります。

【消費者へのアドバイス】

- メールには返信せず、電話番号やURLなどの連絡先の記載があっても絶対に電話やアクセスをしないでください。気になる場合は、書かれている電話番号などをインターネットで検索し、企業や連絡先の真偽を確認しましょう。
- 連絡をしてしまった場合は、後に不審な電話やメールが入ることがありますが、無視しましょう。
- 荷物が届いてしまった場合は受取拒否をしましょう。

i 豪雨の多い季節に向けて水害に備えましょう 富士見市防災ガイドブック(保存版)を配布します

☎ 危機管理課 049-256-7962

富士見市防災ガイドブックを改定し、5月下旬から全戸配布しています。本ガイドブックに掲載の情報をもとに、事前に日ごろの準備やハザードマップを確認しましょう。



豪雨の多い季節が到来します

■土のうを備蓄しています

次の場所で備蓄しています。災害が予想される場合など、事前にお持ちいただけます(個人宅への配送・回収は行っていません)。

- 国道254号バイパス高架下
- 山室、渡戸東、諏訪、丸池の各集会所
- 北袋ちびっこ広場(水谷東)
- 富士見ガーデンビーチ協防災倉庫前



■自主的な情報収集および避難行動を

災害が予想される場合は、市からの避難情報のほか、メディアからの情報を積極的に収集し、危険を感じた場合は避難所などへ自主的に避難をしてください。また、屋外への避難が危険な場合は、自宅の高い場所に避難するなど、命を守る行動をとってください。

【避難をするときは】

■食料などの持参を

避難所に避難する際は、なるべく1日分程度の食料や飲料、敷物、毛布などを持参してください。

■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、親戚の家などへの避難の検討を

避難所の密状態を防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討してください。

消毒方法の確認を

市は大雨などによる浸水被害で汚水の流出などが起こった場合、公衆衛生上問題がある道路の消毒作業を実施しますが、家庭の敷地内は各家庭での対応となります。

i 災害発生時の地域の助け合い 避難行動要支援者登録制度のご案内

☎ 福祉政策課 049-252-7102

災害発生時に支援が必要な高齢者や障がいのある方などを対象に、地域で助け合って安否確認や情報の提供や避難誘導などを行うための制度です。

対象 援助する人がおらず、自力避難が困難な居家で生活する次のいずれかに該当する方

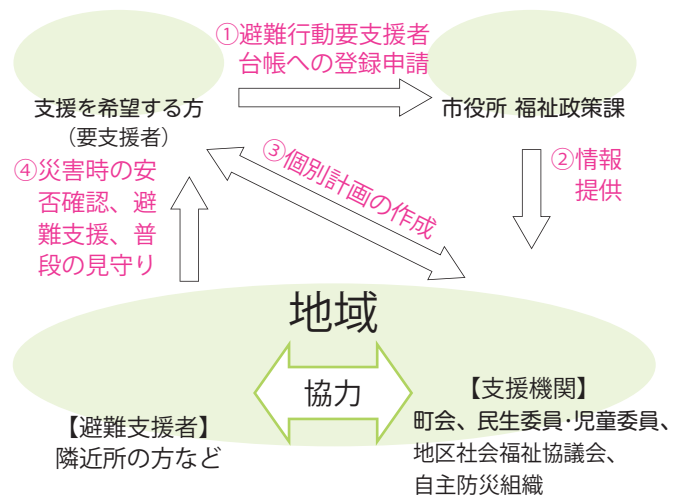
- ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方
- 日中ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方
- 介護保険の要介護認定2以上の方
- 障害者手帳を所持している方
- そのほか避難行動要支援者として市長が認めた方

登録方法 申請書に記入し提出してください。随時受け付けています。

※申請書は市ホームページ、福祉政策課にあります。
※登録には地域の支援機関に登録者の個人情報を提供することへの同意が必要です。

支援内容 緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動をスムーズに行えるよう、支援機関と登録者情報の共有・活用を図ります。

避難行動要支援者登録制度の流れ



支援機関が登録者のお宅を訪問し、身体の状態や災害時の避難支援方法などを確認します。